

第2次千葉市消費生活基本計画の評価について

1 評価

個別施策担当者が作成した24度実績等について、次の評価基準に基づき個別施策担当課が施策ごとに自己評価を行います。

【評価基準】

- a : 計画どおりに達成できた。
- b : 実施し、ほぼ計画どおりに達成できた。
- c : 実施したが、計画に大きく及ばなかった。
- d : 実施しなかった。

「d : 実施しなかった」の取り扱いについて
対象となる事物が発生した場合に限って対応する施策・事業の中で、該当するものが発生しなかったため、結果として実施しなかったものについては、評価欄は「d」でなく「-」を記載してください。

2 項目評価

個別施策担当課が作成した評価基準を基に、各項目の評価の平均を算定しています。

aを3点、bを2点、cを1点、dを0点とし、各項目の平均点を下記のように表示しています。

【評価基準】

- A : 項目の評価基準の平均点が2.5点以上
- B : 項目の評価基準の平均点が1.5点以上2.5点未満
- C : 項目の評価基準の平均点が0.5点以上1.5未満
- D : 0.5点未満

項目評価欄について

基本的方向 1 消費生活の安全・安心の確保

課題 1 商品、サービスの安全・安心の確保

①食品の安全性の確保（市民局・保健福祉局・経済農政局）

	施策の内容	担当課	平成 24 年度実施予定	平成 24 年度実績等	評価	今後の課題	項目評価	
1	食の安全性確保に関する情報をホームページ、パンフレット等により迅速かつわかりやすく提供します。	消費生活センター	<p>☆項目評価欄の表示について</p> <p>項目評価欄の表示は、上から『項目評価』、『評価点数合計／項目数』、『評価点数』となります。</p> <p>となっている食品に関する情報、食中毒予防のための注意喚起、食中毒注意報等の発令などを行う。</p> <p>消費者の生命、身体又は財産に及ぼす危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、当該商品等の安全性について調査を行い、その情報を消費者に提供する。</p>	<p>『項目評価』、『評価点数合計／項目数』、『評価点数』と</p>	a 3			
	生活衛生課	b 2					項目評価	B 33/14
2	条例に基づき食品に関する危害についての調査を実施し、勧告及び事業者名等を公表します。	消費生活センター					—	
3	食の安全性に関する講演会や意見交換会などを開催し、食の安全に対する知識の普及を図ります。	消費生活センター 営農指導課			a 3			

【充実】
(再掲:3-課題 3-①-1)